

## 環境分野に関連する令和3年度の取組

## 資料2



- ・令和3年度の港区予算概要における【新規】【臨時】【レベルアップ】のうち、環境分野に関連する事業を抜粋しています。
- ・各計画における位置付け欄について、一つの事業が複数の取組に関連している場合もありますが、基本的には最も関連の強いものを一つ挙げる形で記載しています。

No.	事業名 [所管課]	予算額 (千円)	事業内容	港区環境基本計画 (令和3～8年度) における位置付け	港区一般廃棄物 処理基本計画 (第3次)における 位置付け
1	【臨時・継続】 公園整備  [麻布まちづくり課] (土木費)	153,529	区民が安全で快適に公園を利用するため、一の橋公園を整備します。 <開園時期> 令和5年4月	施策13 取組13-③ 公共空間 における緑化の推進  ■公園等の整備 (p.74)	—
2	【臨時・継続】 都市計画公園整備  [土木課] (土木費)	3,821	緑化による都市環境の向上を図るとともに、防災活動拠点や区民が憩えるレクリエーションの場とするため、都市計画公園三田台公園の整備を進めます。	施策13 取組13-③ 公共空間 における緑化の推進  ■公園等の整備 (p.74)	—
3	【新規】 環境美化啓発  [環境課] (環境清掃費)	2,076	地域に根ざした環境美化活動を推進するため、ごみ収集量の把握や、参加者間の交流ができるごみ拾いSNSの港区版ウェブサイトを導入します。	施策10 取組10-① 地域の環境美化活動の普及・啓発  ■地域の環境美化活動の普及・啓発 (p.60)	—

No.	事業名 [所管課]	予算額 (千円)	事業内容	港区環境基本計画 (令和3～8年度) における位置付け	港区一般廃棄物 処理基本計画 (第3次)における 位置付け
4	<b>【臨時・継続】</b> 航空機騒音測定調査  [環境課] (環境清掃費)	9,977	羽田空港新飛行経路運用に係る区内の環境状況を把握するため、航空機騒音を測定します。	施策8 取組8-② 騒音・振動、悪臭などに対する指導の徹底と啓発の推進  ■騒音・振動、悪臭などへの対策 (p.57)	—
5	<b>【レベルアップ】</b> みなとタバコルール推進  [環境課] (環境清掃費)	570,272	たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを実現するため、屋外密閉型喫煙所及び屋内喫煙所を整備します。	施策10 取組10-② みなとタバコルールの推進  ■密閉型指定喫煙場所の整備 (p.60)	—
6	<b>【臨時・新規】</b> 燃料電池ごみ収集車の試験運用協同事業  [みなとリサイクル清掃事務所] (環境清掃費)	25,541	温室効果ガス削減のため、東京都及び早稲田大学との連携・協力により、燃料電池ごみ収集車の試験運用を実施します。	施策3 取組3-③ 水素エネルギーの普及促進  ■水素エネルギーの普及・啓発 (p.35)	施策6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善  ●環境にやさしい清掃車両の導入(p.70)
7	<b>【臨時・新規】</b> 資源化センター機能強化  [みなとリサイクル清掃事務所] (環境清掃費)	169,407	処理能力の向上、性能水準の保持及び作業環境改善により、資源の選別機能を強化するため、資源化センターの設備を更新します。	施策7 取組7-③ 港資源化センターの機能強化  ■港資源化センターの設備更新・長寿命化 (p.51)	施策6 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善  ●港資源化センターの設備更新・長寿命化 (p.71)

No.	事業名 [所管課]	予算額 (千円)	事業内容	港区環境基本計画 (令和3～8年度) における位置付け	港区一般廃棄物 処理基本計画 (第3次)における 位置付け
8	<p>【レベルアップ】 リサイクル活動</p> <p>[みなとりサイクル清掃事務所] (環境清掃費)</p>	44,926	<p>区内の地域団体による集団回収を維持・拡大するため、区内で資源回収を行う回収業者に対する助成金を新設するとともに集団回収実践団体への報奨金を増額します。</p> <p>&lt;回収業者に対する助成金の新設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙平均買取価格が8円/kgを下回っている間、上限3円/kgの助成金を支給</li> </ul> <p>&lt;集団回収実践団体に対する報奨金の増額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、雑誌、段ボール等</li> <li>6円/kg→7円/kg</li> <li>・紙パック、その他再生可能紙</li> <li>6円/kg→20円/kg</li> <li>・布類</li> <li>6円/kg→10円/kg</li> </ul>	<p>施策5 取組5-④ 集団回収の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■集団回収実践団体に対する報奨金の見直し</li> <li>■古紙価格の変動に対応した回収業者への支援 (p.45)</li> </ul>	<p>施策5 持続可能な集団回収制度の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙価格の変動に対応した回収業者への支援(p.63)</li> <li>●集団回収実践団体に対する報奨金の見直し(p.63)</li> </ul>

# 港区民間建築物低炭素化促進制度は、令和3年4月から新たに港区建築物低炭素化促進制度に変わります！

## 1 制度の背景と目的

### (1)背景

- 港区の二酸化炭素排出量の約7割が民生業務部門、約1割強が民生家庭部門
- 民生業務部門のエネルギー使用量は減少傾向にあるが、環境性能が高い建築物はそれほど多くない
- 国や東京都の省エネルギー基準に関する規模要件が拡大

### (2)目的

港区環境基本計画に掲げる区の二酸化炭素削減目標達成のため、区内における建築物に対して、環境配慮の目標の基準を義務化し、より高いレベルへ誘導するための水準を設定します。

## 2 制度に関連する国及び東京都の法令等

### (1)国

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
(平成27年法律第53号)  
令和元年11月施行

### (2)東京都

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・規則  
(平成12年条例第215号)  
建築物環境配慮指針  
(平成14年3月28日 東京都告示第384号 平成21年9月29日改正)  
令和2年4月施行

## 3 制度の対象

港区内に2,000㎡以上含む建築物を新築、増築又は改築する建築主(住宅用途の建築物、公共建築物も含めます。)

## 4 建築主の責務

対象建築物について、エネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの利用等による民間建築物の低炭素化、ヒートアイランド現象の緩和、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を踏まえた木材の利用について必要な措置を講じることを建築主の責務とし、区へ「港区建築物低炭素化計画書」を届け出ていただきます。

## 5 任意の届出

事業者の自発的な取組を促すため、届出義務のない延べ面積300㎡以上、2,000㎡未満の新築、増築又は改築する建築物は、任意での届出を可能とします。

## 6 建築主に求める環境配慮の目標

(1)建築物のエネルギー使用の合理化に関する措置  
次の省エネルギー基準(ERR※1)を満たすこと。  
下表「環境性能の表示」は、「7 環境性能の表示」を参照ください。

制度の対象		届出	目標基準(義務)	優秀水準※2	環境性能の表示
用途	延べ面積等				
非住宅	300㎡以上、2,000㎡未満	任意	-		任意
	2,000㎡以上5,000㎡以下	義務	ERR5%以上	①事務所等※3 ERR40%以上 ②ホテル等※4 ERR30%以上	義務
	5,000㎡超10,000㎡以下	義務	ERR5%以上		
	10,000㎡超		ERR10%以上		
10,000㎡超で都市開発諸制度を活用		ERR22%以上			
住宅	300㎡以上、2,000㎡未満	任意	-	ERR20%以上 + 強化外皮基準適合	任意
	2,000㎡以上	義務	-		義務

- ※1 設備機器の省エネルギー率を表す指標で、基準値からの低減率によりエネルギーの効率性を示し、数値が大きいほど設備の省エネルギー性能が高くなります。
- ※2 ERRの算定式から非住宅は太陽光発電等の再エネ、住宅は再エネ等の数値を除きます。
- ※3 事務所のほか、学校、工場等を含みます。
- ※4 ホテルのほか、病院、百貨店、飲食店、集会所等を含みます。

### (2)建築物のヒートアイランド現象の緩和に関する措置

次の人工排熱の排出高さを5m以上とすること。

- 空調設備(冷却塔、室外機等)からの排熱
- 換気排熱のうち、高温(約100℃以上)の排熱(煙突経由排熱)。

なお、やむを得ず低層部に設置される場合には、排熱が影響しない対策を講じることで特例措置として認める場合があります。

## 7 環境性能の表示

2,000㎡以上の建築物を新築、増築又は改築する場合、工事仮囲いや建築物への掲示及び表示を義務とします。

## 8 緩和措置

都市開発諸制度活用案件については、省エネルギー基準が高いため、二酸化炭素排出量の削減等に貢献する取組について、緩和措置を講じます。緩和方法については、対象建築物が達成するERRを基本に、次の緩和項目に該当する一定の取組があった場合に誘導基準を達成したものとみなします。

- BEMS、FEMS、CEMSの導入
- 創エネルギー(再生可能エネルギー、水素エネルギー、未利用エネルギーを含む)の導入
- 地域冷暖房の導入
- 自立分散型エネルギーネットワークシステム(蓄電池システム、燃料電池システムを含む)の構築。

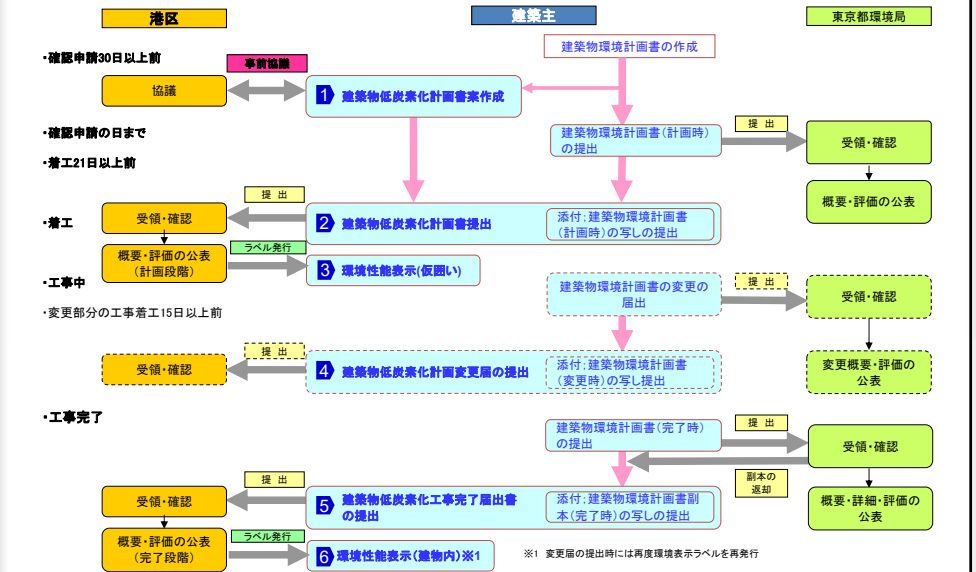
## 9 届出フロー

(1)計画書の届出(目安として確認申請30日以上前に事前協議を開始)  
届出に当たっては原則として、次のいずれかの書類の写しの添付が必要です。

- 東京都知事に提出した建築物環境計画書
  - 建築物エネルギー消費性能確保計画書等※5
  - BELS※6申請書の写し
- ※5 低炭素建築物新築等計画認定申請書含む  
※6 新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度です。

(2)工事完了の届出(工事完了後速やかに)  
届出に当たっては原則として、次のいずれかの書類の写しの添付が必要です。

- 東京都知事に提出した特定建築物工事完了届出書
  - 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書等※7
  - BELS評価書
- ※7 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書、技術的審査適合証を含む



## 10 省エネ基準の適用時期

令和3年4月1日以降に区へ建築物低炭素化計画書を届け出る建築物について、基準を適用します。

## 11 建築物低炭素化の取組の公開

届出のあった建築物低炭素化の取組は区ホームページで公開します。

## 12 違反者の公表

区の指導及び助言に従わない事業者は区ホームページで公表します。

## 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例

### 港区地球温暖化対策報告書制度について

港区では、建築物の低炭素化の促進に関し必要な事項を定め、建築物に起因する地球温暖化を防止し、及びヒートアイランド現象を緩和することにより、環境への負荷の低減を図り、もって区民が安全で安心できる快適な生活を営む上で必要な環境を保全することを目的として、港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例を令和 2 年 3 月 10 日に制定しました。

このうち、既築対策として、一定の規模の事業所の所有者は、毎年エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の報告を義務付ける「港区地球温暖化対策報告書制度」を創設し、令和 3 年 4 月から施行しました。

#### 制度の概要

温室効果ガス排出量報告制度として、区が、延べ面積が 1 万㎡以上となる区内事業所を低炭素化促進事業所として制度の対象とし、事業活動に伴うエネルギー消費・CO<sub>2</sub> 排出量等の実績の提出を義務付け、その内容を評価した上、技術的支援等を行うことで、事業者の環境配慮に対する意識の向上を図ります。

また、報告内容を区民等に「見える化」することで、区と事業者が協働して、省エネ化による CO<sub>2</sub> 排出削減に取り組めます。

取組に当たり、省エネ取組目標として優秀水準を設定し、計画的な省エネ取組を促進します。

次の 1.及び 2.を対象事業所の事業者の義務とし、3.を努力義務とします。

1. エネルギー使用量及び CO<sub>2</sub> 排出量の報告と公開
2. テナント事業者と協力して地球温暖化の防止に関する対策を推進する体制整備
3. エネルギー使用量及び CO<sub>2</sub> 排出量の削減を更に促進する優秀水準の達成

また、上記 3.の優秀水準に達した事業所については、別途設ける表彰制度において加点されます。詳細は、港区低炭素化優良建築物表彰制度をご確認ください。



※複数事業所を所有する事業者は、まとめて報告できます。

## 手続きの流れ

報告書様式は、下記 URL よりダウンロードして作成してください。  
(都へ提出されている事業所は、都様式の写しでも提出可能です。)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1611552197159&opMode=test>

**毎年12月末までに港区の地球温暖化対策報告書制度窓口へ提出してください。**  
電子申請または窓口への郵送・提出が可能です。

電子申請サービスについては、下記 URL を確認の上、ご利用ください。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/jouhoseisaku/kurashi/todokede/denshishinse/denshishinse.html>

## 区による報告書の公表

港区では、提出された地球温暖化対策報告書の内容をホームページにより公表しています。

港区地球温暖化対策報告書公表 URL

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyoushidou/kankyo-machi/kankyo/index-chikyu.html>

港区ホームページ



## 低炭素化協力事業所について

### ■ 報告書の任意提出

延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上かつ 10,000 m<sup>2</sup>未満の事業所は、低炭素化協力事業所として港区地球温暖化対策報告書を提出することができます(低炭素化促進事業所も所有している場合、混在して報告書を提出可能)。

### ■ 区の支援

任意提出された低炭素化協力事業所も、別途設ける表彰制度の対象(優秀水準の達成が必須)となります。

## お問い合わせ先

環境リサイクル支援部 環境課地球温暖化対策担当

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

電話番号:03-3578-2479、ファックス番号:03-3578-2489